



身体障害者診断書・意見書（肝臓機能障害用）

氏 名	年 月 日生（ ）歳	男・女
住 所		
① 障害名 肝臓機能障害		
② 原因となった 疾病・外傷名		交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他（ ）
③ 疾病・外傷発生日 年 月 日・場所		
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日		
⑤ 総合所見（障害の程度を詳細に記入。）		
〔 将来再認定 要（軽症化・重症化） ・不要 〕 〔 再認定の時期 年 月 〕		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日		
病院又は診療所の名称		
所 在 地		
診療担当科名	科	医師氏名 ㊞
身体障害者福祉法第15条第3項の意見 〔障害程度等級についても参考意見を記入〕		
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当する （ 級相当） ・ 該当しない 		
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。		
2 障害区分や等級決定のため、明石市社会福祉審議会から改めて照会する場合があります。		

肝臓の機能障害の状況及び所見

1 肝臓の機能障害の重症度

	第1回検査日		第2回検査日	
	年 月 日		年 月 日	
	状態	点数	状態	点数
肝性脳症	なし・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ		なし・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	
腹水	なし・軽度・中程度以上		なし・軽度・中程度以上	
	おおむね	0	おおむね	0
血清アルブミン値	g/dℓ		g/dℓ	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg/dℓ		mg/dℓ	

合計点数	点	点
(○で囲む)	5～6点・7～9点・10点以上	5～6点・7～9点・10点以上
肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上における2点以上の有無	有・無	有・無

注1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。

2 点数は、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

〈Child-Pugh分類〉

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度(Ⅰ・Ⅱ)	こん睡(Ⅲ以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8～3.5g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0～3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

注1 肝性脳症のこん睡度分類は、犬山シンポジウム(1981年)による。

2 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減及び穿刺による排出量を勘案して見込まれる量がおおむね10以上を軽度、30以上を中程度以上(小児等でその体重がおおむね40kg以下のものにあつては、薬剤により制御できるものを軽度、薬剤により制御できないものを中程度以上)とする。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを摂取していない。	○ ・ ×	○ ・ ×
改善の可能性のある積極的治療を実施	○ ・ ×	○ ・ ×

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有・無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有・無		

4 補完的な肝臓の機能診断、症状に影響する病歴及び日常生活活動の制限

補完的な肝臓の機能診断	血清総ビリルビン値 5.0mg/dℓ以上	有・無
	検査日	年 月 日
	血中アンモニア濃度 150 μg/dℓ以上	有・無
	検査日	年 月 日
	血小板数 50,000/mm ³ 以下	有・無
症状に影響する病歴	検査日	年 月 日
	原発性肝がん治療の既往	有・無
	確定診断日	年 月 日
	特発性細菌性腹膜炎治療の既往	有・無
	確定診断日	年 月 日
	胃食道静脈瘤治療の既往	有・無
	確定診断日	年 月 日
日常生活活動の制限	現在のB型肝炎又はC型肝炎ウイルスの持続的感染	有・無
	最終確認日	年 月 日
	1日に1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月に7日以上ある。	有・無
日常生活活動の制限	1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある。	有・無
	有痛性筋けいれんが1日に1回以上ある。	有・無

補完的な肝臓の機能診断、症状に影響する病歴及び日常生活活動の制限の該当個数	個
補完的な肝臓の機能診断又は症状に影響する病歴の該当の有無	有・無

注 肝臓移植を行った者で抗免疫療法を実施しているものにあつては、1、2及び4の記載を省略することができる。